

輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

買手が売手へ支払う輸入貨物の検査に要した費用の取扱いについて

照会		
照会内容等	① 輸入貨物の品名	衣類(税表分類:第61類)
	② 照会の趣旨	買手が売手へ支払う輸入貨物の検査費用の取扱いについて、関税評価上の取扱いを照会するもの。
	③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者との見解とその理由	別紙1のとおり。
	④ 関係する法令条項等	関税定率法第4条第1項本文
	⑤ 添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

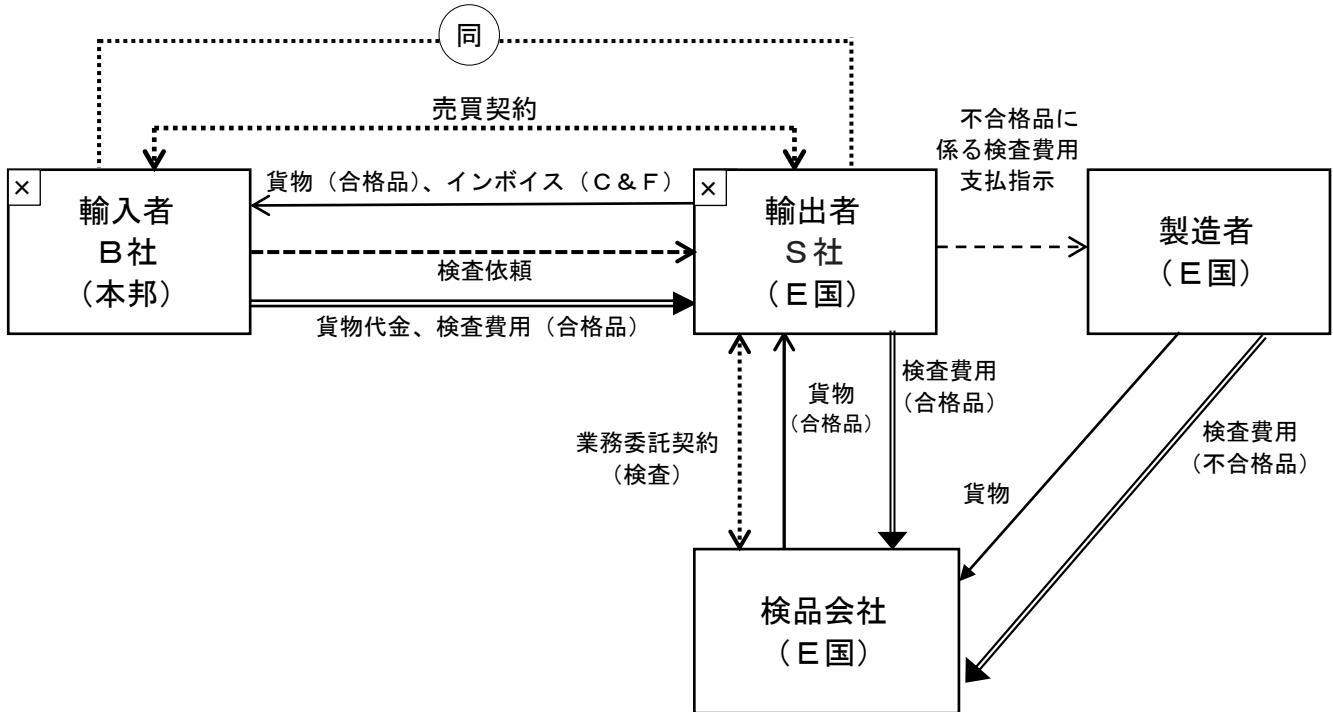
回答			
回答年月日	令和7年7月15日	回答者	神戸税関業務部首席関税評価官
回答内容	<p>別紙2のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。</p> <p>(1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。</p> <p>(2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。</p>		

目次

別紙1(照会)	3
1. 取引形態図	3
2. 取引の概要	3
3. 関税評価に対する照会者の見解	5
別紙2(回答)	6
【回答内容】.....	6
【理由】	6
1. 関係法令等	6
2. 輸入取引の認定について	6
3. 買手が売手に支払う検査に要した費用の検討	6
4. 結論	8

別紙1 (照会)

1. 取引形態図



2. 取引の概要

本邦所在の輸入者であるB社(以下「輸入者」という。)は、E国所在の輸出者であるS社(以下「輸出者」という。)と売買契約を締結し、C & F条件で衣類(以下「製品」という。)を継続的に購入・輸入しています。なお、輸出者は輸入者が100%出資する子会社であり、輸出入者は特殊関係にあります。輸入貨物の売買価格への影響はありません。

輸入者は、輸出者が行う製造工程中の検査が不十分であり、国内で大量の不良品が発生していることから、売買契約違反となる不良品を輸出国で見つけるため、第三者検品会社による検査の実施について輸出者と協議し口頭により合意しました。なお、業界において、第三者による検査の実施は慣例的であり、具体的な内容を記した書類等の取り交わしはありません。その結果、輸出者は自らE国所在の検品会社を手配、業務委託契約を締結し、当該契約に基づき、検品会社は輸出者の調達先である縫製工場等(以下「製造者」という。)から持ち込まれた製品に対して検品を行います。なお、輸出入者は共に検品会社と特殊関係にありません。

(1) 検品業務を含む取引の流れ

- ① 輸入者と輸出者は、出荷期日などの取引の諸条件を折衝します。
- ② 輸出者は、輸入者から生産指示仕様書を受け取り、これを翻訳して製造者に製品の製造と検品会社への持ち込みを指示します。
- ③ また、輸出者は、生産指示仕様書を基に船積前の確認書類を作成し、内容について輸入者に確認を受けた後、貨物の出荷期日に間に合うよう、検品会社へ検品予約、日程調整等を行います。この際、輸出者は、輸入者に確認を受けた船積前の確認書類を基に業務委託契約に規定される「作業委託書」を作成、検品会社へ提出します。
- ④ なお、輸出者は、最終検品において不良品が発生しないように貨物製造中において自ら及び製造者が主体となって検査を実施し、また、製造者は貨物出荷時に検針を行います。
- ⑤ 検品会社に持ち込まれた製品は、カートンに収められた個別包装の状態であり、検品会社は一定の抜き取り率で開封し検品を実施します。1次検品においては、パッケージ等を除いた製品本体を検査し、

不良率が基準を下回ればロット単位で合格品となります。1次検品合格品(不良品を含まない)は同じ検品会社による2次検品に進み、パッケージ等を戻した最終製品の状態で、抜き取り率を上げて更に検査し、不良率が基準を下回ればロット単位で合格品となります。2次検品合格品(不良品を含まない)は全数について同じ検品会社による検針が行われ、すべての検品を通過した最終検品合格品(1次検品、2次検品、検針における不良品を含まない)は、不良数について輸出者の指示により製造者から最終検品合格品を補充のうえ、元の個別包装・カートンの状態・数量に戻された後、バンニングされます。

- ⑥ 輸出者は、検品合格品となった製品について、船積前の確認書類を輸入者へ送付し、検品の結果、想定を上回る不良品が発生したこと等による数量の変更や契約単価に誤りが無いか確認を受けます。また、検品会社から入手した2次検品報告書は1か月単位でまとめて輸入者へ送付します。
- ⑦ 輸入者の確認ののち、輸出者は船会社に対し船積手配を行い、輸入者へインボイス、パッキングリスト及びB/Lを送付します。
- ⑧ 輸入者は、受け取ったインボイスを確認後、輸出者へ当該インボイス価格を支払います。
- ⑨ なお、検品不合格品は、大量の場合は製造者へ戻され、少量の場合は輸出者の指示により検品会社が廃棄または製造者へ戻されます。仮に不合格品が再縫製等され再度の検品に合格すれば、輸入者は購入を拒否しませんが、当初予定の船積みには間に合わないことから、次回の契約分の船積貨物に含まれることとなります。ただし、不合格品を補修するのか廃棄するのか等は輸出者の判断となり、輸入者は関与せず、例えば、不合格品がE国で販売されることについて、輸入者は禁止していません。

(2) 検査の品質と検査費用

輸入者は、日本国内品質として求められる基準であるJIS規格に基づき抜き取り検査を実施した結果、合格したものを輸入することで輸出者と合意しています。輸入者は、「1次検品検査マニュアル」にて検査基準を策定のうえ予め輸出者に送付し、輸出者は、検品会社と業務委託契約を交わすにあたり、当該マニュアルをそのまま検品会社に提供して、検品業務を依頼しています。なお、1次検品、2次検品については、パッケージの有無と抜き取り率が相違するのみで基本的には検査手順は同一であり、「1次検品検査マニュアル」に基づき行われます。検針については、検品会社の検査基準に問題はなく、輸入者は特段の手順等を策定していません。

業務委託契約が輸出者と検品会社の間で結ばれていることから、当該検品の対価として検品会社に支払われる検査費用について、合格品に係る費用は輸出者が検品会社に支払っています。一方、不合格品については、ロット不良等による全量または大量返品が発生した場合は、輸出者の指示のもと、製造者が検品会社に検査費用を支払っています。ただし、不合格品が少量の場合は、合格品の検査費用と共に輸出者が検品会社に検査費用を支払います。

輸出者は、最終検品合格品について、まずは、製品単価に検査費用単価を加えた単価が併記された船積前の確認書類において、輸入者に送付して確認を受けます。その後、前記検査費用を含めた単価及び最終検品合格品数量に基づき輸出者から輸入者宛てにインボイスが発給され、輸入者は当該インボイス記載の費用を輸出者に支払います。

なお、検査費用の通貨は、輸入者が輸出者に支払う際は米ドルですが、輸出者が検品会社に支払う際は、E国通貨となります。

(3) 輸出者検品と検品会社の検品の違い

完成品に係る検査は、前述のとおり検品会社に依頼しておりますが、輸入者は輸出者に製造工程中の検査を依頼(指示)しており、当該検査は輸出者と製造者が行っています。輸出者と検品会社が行う各検査の内容、相違点等は以下のとおりです。

[検査項目]

編立、汚れ、寸法等のチェックといった主たる検査項目は、輸出者も検品会社も基本的に同じです。

なお、検針については、輸出者は行っておらず、製造者と検品会社が行います。

[検査タイミング]

- ① 輸出者は生産中の各工程の仕掛品、検品会社は完成品に対して検査を実施します。
- ② 輸出者が完成品ではなく仕掛け品に検査をする理由は、可能な限り、生産中に検査を行い、不良発生後の工程の作業を中止し無駄なコストを発生させないためです。

なお、輸出者による検査の費用は、上記2. (2)の製品単価に含まれており、輸入者がこれを別途支払う

ことはありません。

3. 関税評価に対する照会者の見解

本件の検品(検針作業を含む。以下同じ)は、輸入者が輸入貨物を最終的に購入するかどうかを確定させるために行っている検品と考えます。

不良品については、輸入者が購入するものではないため、輸出者がその検査費用を負担するのが相当と考え、輸出入者間で合意しております。

検査基準は、輸入者が設定しており、当該基準を満たすものののみを購入しますので、輸出者は当該検品の合否結果に基づいて貨物の出荷の是非を判断しております。

また、輸出者と検品会社が行う検品はタイミングこそ異なるものの、主たる検査項目は基本的に同じであることから、当該検品が2重で行われているということであり、検品の主体は輸入者にあると考えます。

については、当該検品の費用は、関税定率法基本通達4-2の3の(2)に規定する「買手(買手の依頼を受けた検査機関等の第三者を含む。)が自己のために行った検査に要した費用で買手が負担する場合」に該当し、課税価格に算入されないものと考えます。

別紙2（回答）

【回答内容】

本事例において、買手（輸入者）が売手（輸出者）に支払う検査に要した費用は、輸入貨物の輸入取引をするために支払われた費用であり、買手が自己のために行った検査に要する費用ではないことから、現実支払価格を構成し、課税価格に算入されます。

【理由】

1. 関係法令等

(1) 関税定率法（以下「法」という。）第4条第1項において、「輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格」とすると規定されています。

(2) 法施行令第1条の4本文において、「買手により売手に対し又は売手のために輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格は、当該輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払いの総額」とすると規定されています。

(3) 法基本通達（以下「通達」という。）4-2（1）において、現実支払価格とは「買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額」をいい、通達4-2の2（1）において、「輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入取引をするために買手により売手に対し又は売手のために行われる何らかの支払い（以下「別払金」という。）がある場合の現実支払価格は、当該仕入書価格に別払金を加えた価格である」と規定されています。

(4) 通達4-2の3において、輸出国における輸入貨物の検査に要する費用の取扱いについて、「「検査」とは、輸入貨物が売買契約に定める品質、規格、純度、数量等に合致しているか否かを確認するための検査又は分析をいう」とされています。

また、同通達（1）において、「売手（売手の依頼を受けた検査機関等の第三者を含む。）が自己のために行った検査に要した費用で買手が負担する場合は、課税価格に算入する」とされ、同通達（2）において、「買手（買手の依頼を受けた検査機関等の第三者を含む。）が自己のために行った検査に要した費用で買手が負担する場合は、課税価格に算入しない」とされ、また、同通達（2）ただし書きにおいて、「買手が検査機関等の第三者に支払う検査費用が売手への間接支払（売手が買手以外の第三者に対して負っている債務を買手が弁済する場合等）に該当する場合は、課税価格に算入する」とされています。

2. 輸入取引の認定について

輸入者は、E国所在の輸出者と自己の計算と危険負担の下、C & F条件にて売買契約を締結し、E国所在の製造者が生産した製品を輸出者から買い受け、継続的に輸入することを取り決め、実際に輸出者からのインボイスに基づき貨物代金の決済を行っていることから、輸入者と輸出者の間の売買が法第4条第1項に規定する「輸入取引」に該当し、輸入者が買手、輸出者が売手となります。

3. 買手が売手に支払う検査に要した費用の検討

本件輸入貨物について、買手は、売手が輸入貨物の製造工程において検査を実施しているものの、本邦において不良品が多く見られたことから売買契約違反となる不良品を輸出国で見つけることを理由として、第三者検査機関である検品会社による検査を実施することについて、売手との間で合意しています。当該合意に基づき、売手は、買手の指定する基準で検査ができるE国所在の検品会社

を自ら手配し、当該検品会社との間で業務委託契約を締結のうえ、完成品に対する検査を依頼しています。

以下、買手が売手に支払う当該検査に要した費用について検討します。

(1) 本件輸入貨物に係る検査は、製造工程中に行われていた売手の検査が不十分であったことに起因し、買手主導で開始されていますが、前述のとおり、売手が検品会社を自ら手配し、売手と検品会社との間で業務委託契約が締結されています。

当該業務委託契約に基づき検査が実施されていますが、検品会社は、売手が策定したマニュアルではなく、買手が策定した検品マニュアルに基づき検査を実施しています。この点について、買手の説明によると、売手が検品会社との業務委託契約を交わすにあたり、当該マニュアルを検品会社に提供したことですが、マニュアルは買手売手間で合意した検査方法を基に買手が策定したものであり、このことをもって買手が検品会社に対して直接、検査基準を指示したものとは認められません。

また、当該マニュアルに基づき実施された検査の結果について、業務委託契約書において「作業完了後、売手及び買手により指定された者に対し作業報告書、検針証明書を発行する」とされていますが、実態は、買手は売手により指定された者として報告を受けておらず、売手が検品会社から入手した2次検品報告書の送付を受け、検査結果を確認しており、検品会社は買手に対して検査結果を通知する義務を負っていません。

さらに買手は、売手と検品会社との業務委託契約について関与しておらず、当該契約については、売手が主体となり行われていることが提出資料及び説明から確認できます。

(2) 買手は、検品会社の検査について、自身が指定する基準に合格した製品のみ購入（輸入）し、当該購入数量に係る検査費用のみ負担する旨、売手と合意しています。また、買手は、検品会社による検査の目的について、輸入貨物を最終的に購入するか否かを確定させるために行っていると説明しています。さらに、買手は検査基準を満たすもののみ購入するため、売手は検品会社の結果に基づいて貨物の出荷の是非を判断しているとも説明しています。

実際に、売買契約書及び船積前の確認書類においては、検査に合格した製品の数量のみが買手の購入対象として記載されており、かつ、購入する貨物の製品単価に検査費用単価を加えた単価が記載されていることから、検査に合格した製品のみを購入し、検査に合格した数量のみに係る検査費用を支払う契約であることが確認できます。また、売手から発給されるインボイスには、購入する貨物に係る検査費用が含まれた価格が記載されており、当該インボイス価格を買手は売手に支払っています。

これらのことから、検品会社による検査は、輸入取引をする上で必要な検査であり、合格品のみが輸入取引の対象となることを売手、買手双方が認識していることが分かります。

(3) 検査に要した費用について、売手は業務委託契約に基づき検品会社へ支払うこととなっていますが、実際は、検査に要した費用の全てを売手が検品会社に支払っているのではなく、合格品に係る費用は売手から検品会社に支払われるものの、大量の不合格品が発生した場合については、売手の指示に基づき製造者が検品会社に支払っています。

なお、売手が製造者に検査費用の支払いを指示していることについて、買手は何ら関与していません。また、買手は売手に対して検査費用を米ドルで支払いますが、売手は検品会社に対しE国通貨で支払っており、買手はE国通貨から米ドルへの換算レート及び売手が検品会社へ支払う総額を把握しておらず、買手は売手と合意した合格品に係る検査費用として請求された額を支払っているにすぎません。

本件検品会社による検査について、買手が不合格品に係る検査費用を負担していないこと、また検品会社への支払額を買手が把握していないことについて、買手は、業務委託契約の主体が売手と検品会社であり、当該契約に基づき実施された検査の対価として売手から検品会社に支払われているのであり、不合格品に係る検査費用は、買手が購入する製品に係るものではないため売手が負担することが相当と説明しています。

実際に、買手の説明のとおり、検査は買手の要望に基づいて行われていますが、検品会社との契約、検査に要した費用の支払いについては、売手主体で行われており、買手は売手と検品会社と

の取決め内容について何ら把握していません。また、当該検査が行われなければ、売手は出荷する貨物を買手に対して提示できず、輸入貨物に係る売買契約の履行に至りません。

以上のことから、当該検査は輸入貨物の売買の一環として取り決められており、当該取り決めに基づき売手が自己のために行った検査であり、買手が自己のために行った検査とは認められません。よって、買手が売手に支払う検査に要した費用は、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により売手に支払われたものと認められることから、現実支払価格を構成します。

4. 結論

本事例において、買手が売手に支払う検査に要した費用は、輸入貨物の輸入取引をするために支払われた費用であり、買手が自己のために行った検査に要する費用ではないことから、現実支払価格を構成し、課税価格に算入されます。